

10 条例・要綱・要領・協定等

資料10-10 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成17年1月19日

改正 令和6年3月1日 危対第2656号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（令和4年6月24日付け消防広第211号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊、札幌市消防局N B C災害即応部隊、函館市消防本部N B C災害即応部隊、旭川市消防本部N B C災害即応部隊、北海道土砂・風水害機動支援部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

(道内地区)

第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区の代表消防機関代行は、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 北海道から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、代表消防機関代行を経由して行う。

(4) 各消防本部から北海道に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関代行、代表消防機関を経由して行う。

(5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線F A X（これと併せて電子メールによっても可能

とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（L A S C O M）等を活用するものとする。

（大隊等の編成）

第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、「北海道大隊」と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「北海道統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から大隊長が指定するものとする。
- 10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 11 N B C 災害即応部隊は、別表第9のとおり編成し、「札幌市消防局N B C 災害即応部隊」、「函館市消防本部N B C 災害即応部隊」、「旭川市消防本部N B C 災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、札幌市消防局N B C 災害即応部隊長は、札幌市消防局の職員を、函館市消防本部N B C 災害即応部隊長は、函館市消防本部の職員を、旭川市消防本部N B C 災害即応部隊長は、旭川市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 12 土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「北海道土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、土砂・風水害機動支援部隊長は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 中隊長は、大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第7 要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第11のとおりとする。

（大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

第8 別表第11に定める地震等が発生し、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- （1）北海道は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - （2）各消防本部は、地震等の発生後速やかに、北海道に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動支

援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 北海道は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 北海道は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 消防庁からエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 北海道は、事前に計画された隊（別表第8）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第8）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 5 北海道は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

（集結場所）

第9 集結場所は、別表第12のとおりとする。

（大隊及び統合機動部隊の出動）

第10 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は

指示を行うものとする。

- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を經由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 各地区の陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。
 - (3) 代表消防機関代行は、別表第12に基づき属する地区の陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、地区構成消防本部、北海道及び代表消防機関に対して連絡するものとする。
 - (4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

- 第11 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1によりエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。
- 2 札幌市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により札幌市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
 - 3 函館市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により函館市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
 - 4 旭川市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により旭川市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
 - 5 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。
- 6 アクションプランが適用された場合には、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、大隊とともに出動させるものとする。

(大隊等の出動隊数の報告)

第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、代表消防機関を通じて北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

- 2 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、別紙第2により代表消防機関代行を経由して北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第15 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又は地区中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について北海道に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第16 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 大隊長等又は地区中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 大隊等の活動地域及び任務
- (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

（高速自動車国道等の通行）

第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、北海道を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

（情報共有）

第18 被災地へ出動した緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について、関係機関との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

（進出拠点到着）

第19 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

（現地到着）

第20 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 場活動

(大隊本部の設置)

第21 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

- 2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を後方支援小隊から配置するものとする。なお、記録した情報の取扱については、「緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について」（平成29年3月30日付け消防総第208号、消防広第97号、消防情第107号、消防応第46号）によるものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第13のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 大隊の保有資機材は、別表第6及び別表第7のとおりとする。

(日報)

第24 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに

に、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

第25 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

（1）消防庁、指揮支援（部）隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

（2）大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

（3）大隊等の隊数及び人員数の集計

（4）大隊等の活動記録の集約

（5）各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供

（6）大隊等に対する災害に関する情報提供

（7）必要な資機材等の手配及び提供

（8）交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

（9）後方支援に係る北海道との調整

（10）その他必要な事項

（後方支援中隊の任務等）

第26 後方支援中隊（小隊）は、大隊長又は部隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行うために必要な事項は、別に定める緊急消防援助隊北海道大隊後方支援中隊活動要領のとおりとする。

（相互協力）

第27 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員輸送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6章 活動終了

（大隊等の引揚げ）

第28 大隊長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

（1）大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）

（2）活動中の異常の有無

- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- (帰署(所)報告)

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

- 2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

- 2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第4により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

- 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

(指揮支援実施計画)

第32 指揮支援隊に係る応援等については、代表消防機関が別に定めるものとする。

- 2 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(フェリーによる派遣隊員等の輸送)

第33 フェリーによる隊員及び車両の輸送に係る手配については、代表消防機関及び代表消防機関代行と連携し、北海道が行うものとする。

- 2 フェリーによる隊員及び車両の輸送を要する場合は、各消防本部は、速やかに別紙第5により乗船員名簿を作成し、乗船する車両の車検証の写しとともに代表消防機関代行に報告するものとする。
- 3 代表消防機関及び前項で報告を受けた代表消防機関代行は、乗船員名簿等を、北海道及び進出する港を管轄する代表消防機関代行に送付するものとする。
- 4 進出する港を管轄する代表消防機関代行は、前項で送付された乗船員名簿等を持参してフェリー会社へ出向し、乗船に係る手続きを行うものとする。

5 各消防本部は、前項の手続きを速やかに行うため、緊急消防援助隊登録車両及び派遣が想定される車両の車検証をデータ化する等、あらかじめ準備しておくものとする。

(航空部隊の応援等)

第34 航空部隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

(事前準備)

第35 各消防本部等は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(事故報告)

第36 緊急消防援助隊を編成し、出動から引揚げ開始までの間に発生した事故等の報告は、「緊急消防援助隊事故等報告要領について」(令和2年6月8日付け消防広第150号)により対応すること。

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。

別表、別記様式(略)

資料10-11 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日 消防救第61号
改正 平成4年3月23日 消防救第39号
改正 平成5年3月26日 消防救第36号
改正 平成5年5月14日 消防救第66号
改正 平成6年4月1日 消防救第45号
改正 平成7年6月12日 消防救第83号
改正 平成8年6月28日 消防救第127号
改正 平成8年11月7日 消防救第244号
改正 平成9年3月19日 消防救第67号
改正 平成10年3月31日 消防救第47号
改正 平成11年3月26日 消防救第68号
改正 平成12年7月26日 消防救第202号
改正 平成12年12月25日 消防救第316号
改正 平成21年3月23日 消防応第97号
改正 令和2年7月17日 消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（2）要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3）応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4）応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事

は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

(1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

(2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。

この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに到着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

(3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

(1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。

- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。

- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消

防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

資料10-12 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年1月9日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理体制

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。

3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。

4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。

3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。

(2) 飛行計画を承認すること。

(3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。

(4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。

(5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。

4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する航空従事者がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。

3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。

3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

(機長の責任と権限)

第11条 機長（機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。

2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。

3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。

3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。

4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。

5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。

6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。

(運航範囲)

第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航責

任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。

3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第23条 防災航空室に検査員を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。

4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第24条 防災航空室に機付長を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。

4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

(使用予定表)

第25条 防災ヘリの使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)

を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプ

ター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

（防災ヘリの使用申請）

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（防災ヘリの使用承認）

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第7章 安全管理等

（安全管理）

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

（隊員の心構え）

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

（搭乗者の遵守事項）

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- （2）承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- （3）飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- （4）機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- （5）可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

（教育訓練等の実施）

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（教育訓練）

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練
- (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
 - (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。
- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 年間の教育訓練等の対象者
 - (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
 - (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

(搜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を

知事に報告しなければならない。

第10章 雑則

(記録及び保存)

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表、別図、様式（略）

資料10-13 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送等が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。

この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

別表、別図、様式（略）

資料10-14 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

- a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。
- b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

- a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。
- b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の

改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

- c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。
- b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合。

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合。

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合。

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合。

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合。

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

災害の状況・派遣理由		災害発生日時		年 月 日 時 分		要請機関名			
		災害発生場所		(住所)		担当者職氏名			
				(座標)		連絡先		TEL FAX	
災害の状況・派遣理由		災害発生状況				連絡先		TEL FAX	
措置状況									
希望する活動内容		情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他（ ）							
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物、積雪等）ほか)					
傷病者搬送先病院				救急自動車呼出名称					
他機関の応援状況		他に応援している機関名		北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他（ ）					
		航空機活動		有 ・ 無					
指揮連絡方法		(無線呼出名称) (電話番号)							
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日
号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航容量第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分								
災 害 発 生 場 所									
離 着 陸 場									
傷病者の搬送先									
災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等 (地元の活動状況)	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
その他参考となる事項									
搭	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考
乗 者									

資料10-15 道北ドクターヘリ運航要領

1 目的

この要領は、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」に規定する「ドクターヘリ導入促進事業」の実施主体である旭川赤十字病院が、事業を円滑で効果的に推進するために必要な事項を定める。

2 定義

(1) ドクターヘリ

ドクターヘリとは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターのことをいう。

(2) 基地病院

基地病院とは、救命救急センターであり、ドクターヘリ事業の実施主体である旭川赤十字病院（所在地：旭川市曙1条1丁目 開設者：日本赤十字社）をいう。

(3) 出動区分

ドクターヘリは交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とし、これを救急現場出動という。

また、出動要請後、ドクターヘリ到着まで一時的に直近の医療機関（以下、「現場医療機関」という。）に搬送された傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動を緊急外来搬送という。

ただし、救急現場出動及び緊急外来搬送を妨げない場合は、医療機関に搬入され初期治療が行われている傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動及び既に入院している傷病者を他の医療機関に転院させるための出動を行うことができるものとし、これを施設間搬送という。

3 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保

事業実施主体は、傷病者の救命を最優先し、旭川医科大学病院（協力基幹病院）を始めとする医療機関及び消防機関を含む行政機関等の協力を得て、ドクターヘリの安全で円滑な運航に努めるものとする。

なお、ドクターヘリの効果的な運航を図るため、他のヘリコプター運航機関との連携に努めるものとする。

4 救急現場出動及び緊急外来搬送

(1) 出動要請

① 要請者

救急現場等への出動要請は、ドクターヘリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な距離を考慮し、道北圏（上川管内・留萌管内・宗谷管内）及び空知管内の一部とオホーツク管内の一部に所在する消防機関（別表）が要請することとする。ただし、他の消防機関からの要請であっても基地病院が運航可能と判断した場合は、この限りではない。

なお、海難事故の場合は海上保安庁も要請することができるものとし、その場合、海上保安庁は速やかに事故発生現場を管轄する消防機関等にその旨連絡する。

② 要請判定基準

1 1 9 番通報受報した消防機関又は現場に出動した救急隊が救急現場で「別紙1」又は、「別紙2」を参考として、医師による早期治療を要する症例と判断した場合。

③ 要請の連絡方法

基地病院のドクターヘリ通信センター（以下、「通信センター」という。）に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン」へ、傷病者情報、ドクターヘリ離着陸場所、安全確保等必要な情報を通報するものとする。

④ 要請の取消し

現場に出動した救急隊が救急現場へ到着後、傷病者の状況が判明し、救急現場への医師派遣を必要としないと判断された場合、又は、現場医療機関の医師の判断により、ドクターヘリを必要としないと判断された場合には、消防機関は要請を取り消すことができるものとする。

(2) 出動

① 出動指令

要請を受けた通信センターは、直ちに運航スタッフ（操縦士、整備士及び医療スタッフ）に出動指示を出すものとする。

ただし、要請を受けた時点でドクターヘリが他事案への出動中及び出動不能の場合には、直ちにその旨を要請消防機関に伝えるものとする。

② 離陸

通信センターは、操縦士に対し目的地の気象状況等を伝えるとともに、医療スタッフに対し傷病者情報等を伝える。

運航スタッフは救急現場出動に必要な情報を把握し、要請から概ね5分以内に基地病院を離陸するものとする。

③ 傷病者状況確認と離着陸場の選定

通信センターは、要請消防機関より傷病者情報を収集し、医療スタッフに伝達するとともに、要請消防機関と協議の上、離着陸場の選定を行い、操縦士及び整備士に伝達する。

④ 安全確保の責任

ドクターヘリの運航上の安全については、事業実施主体により委託されている運航会社が責任を負うものとする。また、離着陸場の安全確保については、要請消防機関や離着陸場の管理者等の協力を得るものとする。

なお、離着陸場の選定は、航空法及び運航会社の定める運航規程によるものとし、関係機関と協議の上、決定するものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

ドクターヘリ出動医師又は現場医療機関の医師の医学的判断を基に、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

② 搬送先医療機関への傷病者搬送通報及び傷病者搬入手段の確立

通信センターは要請消防機関及びドクターヘリ出動医師等と連携して、搬送先医療機関へ傷病者の搬送通報を行うものとし、その搬送手段及び離着陸場の安全確保は、関係機関と協議の上、確立するものとする。

また、通信センターは、搬送先医療機関へ傷病者情報等の必要事項及びドクターヘリ到着時刻等について連絡を行うものとする。

③ 家族及び付添者の同乗

家族及び付添者の同乗については、原則1名とするが、ドクターヘリ出動医師の判断により状況によっては搭乗させないことができる。

ただし、家族及び付添者の同乗ができない場合には、傷病者に必要とされる治療行為について、家族及び付添者の承諾を得られるよう努力しなければならない。

(4) 操縦士権限

救急現場出動及び搬送先医療機関収容のいずれの場合でも、離着陸場の安全が確認できる場合には、操縦士の判断で離着陸できるものとする。また、救急現場及び搬送先医療機関への飛行中において気象条件又は機体条件等から操縦士の判断により飛行中止及び目的地の変更ができるものとする。

(5) 搭乗医療スタッフ

救急現場出動に搭乗する医療スタッフは、医師1名及び看護師又は医師のいずれか1名の計2名とする。

5. 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航（航空法施行規則第176条の改正（平成25年11月29日施行）に伴う規定）

(1) 自ら入手した情報等による出動

消防機関等の依頼又は通報に基づかないドクターヘリの出動は、厚生労働省、地方公共団体、高速道路会社等からの情報又は自ら入手した情報によって、基地病院の長がドクターヘリの出動を必要と判断したときに限って行うものとする。

(2) 依頼又は通報の主体との連携

上記（１）の規定による出動する場合には、基地病院及び運航会社は、依頼又は通報の主体と連携を図りながら活動するものとする。

また、運航に際して、基地病院と依頼又は通報の主体は継続的に連絡が取れる体制を保持しなければならない。

（３）離着陸場所が満たすべき要件及び離着陸条件

離着陸場所の要件は、航空関係法令等に定める基準に適合するものでなければならないものとし、基地病院は、発災地域を管轄する消防機関との調整を図り、当該消防機関等の判断を仰ぐとともに、同消防機関等からドクターヘリの要請依頼又は通報を受け、航空法施行規則第176条の規定によるものでなければならない。

（４）離着陸場所を実施する安全確保のための確認等

本要領で定める消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航については、基地病院を離陸し救急現場までの出動を許可するものであり、離着陸場所を実施する安全確保のための確認等については、航空法等関係法令の定めにより、消防機関又は海上保安庁、操縦士が行うものとする。

（５）その他離着陸のための安全確保

消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航を行った場合、基地病院は運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならない。

6 施設間搬送

施設間搬送については、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前に調整を図ることを原則とする。

（１）出動要請

① 要請者

搬送元又は搬送先医療機関に国土交通大臣の許可を得た飛行場外離着陸場設置の有無に関わらず、搬送元医療機関を管轄する消防機関が行うこととする。但し、運航圏外への搬送については、この限りではない。

② 要請判定基準

医師が医学的な判断から高次医療機関又は専門医療機関へ医学的な管理を継続しながら、迅速に搬送する必要があると認めた場合。

（２）出動

4-（２）に準ずるものとする。

（３）傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

要請する医療機関の医師が、医学的判断を基にドクターヘリ出動医師と協議し、傷病者又

は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

② 搬送先医療機関に対する傷病者搬送通報

4-（3）-②に準ずる。

③ 家族及び付添者の同乗

4-（3）-③に準ずる。

（4）操縦士権限

4-（4）に準ずる。

（5）搭乗医療スタッフ

4-（5）に準ずる。

7 出動時間等

ドクターヘリ出動時間は、原則として以下の区分のとおりとする。ただし、運航終了時間を日没とすることから出動時間を基地病院の判断により夫々の区分に定める運航終了時間前とすることができる。

① 4月1日から4月30日までの期間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

② 5月1日から8月31日までの期間は、午前8時45分から午後6時までとする。

③ 9月1日から9月30日までの期間は、午前8時45分から午後5時までとする。

④ 10月1日から10月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

⑤ 11月1日から1月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時までとする。

⑥ 2月1日から2月29日までの期間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

⑦ 3月1日から3月31日までの期間は、午前8時45分から午後5時00分までとする。

8 気象条件等

気象条件等による飛行判断は、ドクターヘリ操縦士が行う。

なお、出動途中で天候不良となった場合には、4-（4）によるものとする。

9 ヘリコプター

ドクターヘリに供するヘリコプターの運航委託は、「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について」（平成13年9月6日付け指第44号、厚生労働省発出）によるものとし、併せて（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会による「運航会社及び飛行従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」を基本とする。

10 運航にかかる施設等

① 格納庫

天候並びに機体整備によりヘリコプターを格納する必要がある場合は、国立大学法人旭川医科大学（所在地：旭川市緑ヶ丘東2条1丁目）の敷地内の格納庫へ格納するものとする。

②通信センター

ドクターヘリの飛行に係る調整・管理及び医療情報の収集・伝達などを行うため、通信センターを基地病院に設置し、安全かつ効率良く出動が遂行できるよう地上から支援するものとする。

③搭乗医師、看護師及び操縦士、整備士の待機室

待機は基地病院内に設置された待機室で行うものとする。ただし、上記①の理由により格納庫からの離発着を伴う場合は、この限りでない。

11 常備搭載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに、救急蘇生に必要な薬品及び資機材を収納したドクターズバック、医療用ガスアウトレット、吸引器、心電図モニター、動脈血酸素飽和度モニター、人工呼吸器、除細動器、自動血圧計等をドクターヘリ運航時、機体に搭載するものとする。ただし必要時には機外に持ち出せるようになっていなければならない。

12 機内の衛生管理

ドクターヘリ機内の衛生管理については、基地病院が定める衛生管理マニュアルに基づき、基地病院が操縦士及び整備士の協力を得て行うものとする。

13 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場の確認や運航に必要な資料の収集の他、出動事例の事後評価に努めるものとする。この場合、関係機関等との間で個人情報の保護に十分努めるものとする。

また、傷病者の受入に必要な空床ベットを確保するものとする。

14 ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱い

ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱いについては、当面の間、次のとおりとする。ただし、健康保険法の改正等により変更する場合がある。

(1) ドクターヘリ事業運営費

ドクターヘリ事業運営費は、厚生労働省の定めるところによる。

(2) 傷病者負担

ドクターヘリの出動及び搬送に係る傷病者負担は、無料とする。

ただし、救急現場での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき傷病者本人又は家族の負担とする。

15 ドクターヘリ運航調整委員会の設置

事業実施主体は、ドクターヘリを円滑に運航するため、消防機関、医療機関、行政機関等の理解協力を得て、ドクターヘリ運航調整委員会を設置する。

ドクターヘリ運航調整委員会の運営については、「道北ドクターヘリ運航調整委員会運営要領」に定めるものとする。

16 ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院及びヘリコプター運航会社とともに協力して対応するものとする（連絡先：0166-22-8111（内線1118外来業務課）。この場合において基地病院、ヘリコプター運航会社は、問題の解決に向け迅速に対応しなければならない。

17 ドクターヘリ運航時に発生した事故等への補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して、ヘリコプター運航会社はその補償を行うものとする。また、ヘリコプター運航会社は、事故等に備えて、十分な補償ができるように損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

18 ドクターヘリ出動医師の責任

ドクターヘリ出動医師は、出動した救急隊及び搬送元医療機関の医師から傷病者の引き継ぎを受け、搬送先医療機関の医師へ引き継ぐまでの間の医学的な責任を負うものとする。

19 災害派遣

（１）災害派遣への検討

基地病院の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- ① 北海道知事からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。
- ② 厚生労働省 DMAT 事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。
- ③ 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき。

（２）災害派遣の決定

上記（１）規定による派遣要請を受けた基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、上記（１）の①～③の区分毎に、要請への対応の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。

（３）運航スタッフの派遣協議

運航の決定を行った基地病院の長は、知事等との協議により被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者など（以下「運航会社の従業員」とする。）を、委託運航会社と協議し、被災地域に派遣することができる。

（４）DMAT事務局への報告

基地病院の長は、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。

（５）災害時の指揮及びDMAT等との関係

ドクターヘリが上記（２）に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、次の各項の定めに基づき関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

- ① ドクターヘリは、上記の規定に関わらず、知事等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- ② ①の場合において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- ③ 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

（６）災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- ① 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動。
- ② 患者の後方病院への搬送。
- ③ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの。

（７）搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT 隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

（８）費用等

基地病院は、上記（２）及び（３）の規定による検討又は協議の結果に基づく派遣に係る費用等については、知事並びにドクターヘリ運航会社との協議に基づき、ドクターヘリ運航会社に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

なお、災害救助法の適用となる災害において、当該は県がDMATと一体となった活動である場合は、知事が基地病院に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

20 北海道との協議

事業実施主体は、本事業を円滑に推進するため、北海道の指導・助言に従い、必要な措置を講じるものとする。

また、本事業を通じて北海道の航空医療体制の充実に向け、協力するものとする。

21 附則

この要領は、平成21年9月17日から適用する。

この要領は、平成22年8月3日一部改正し施行する。

この要領は、平成25年6月13日一部改正し施行する。

この要領は、平成26年10月23日一部改正し施行する。

別表 運航圏の消防機関

消防本部		行政区域	住所	電話
1	利尻礼文消防事務組合消防本部	利尻町 利尻富士町 礼文町	利尻町沓形字泉町 68番地	01638-4-2119
2	稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市 豊富町 猿払村	稚内市港5丁目 1番37号	0162-23-2176
3	南宗谷消防組合消防本部	枝幸町 浜頓別町 中頓別町	枝幸町本町 705番地10	01636-2-1119
4	紋別地区消防組合消防本部	紋別市 滝上町 興部町 雄武町 西興部村	紋別市幸町2丁目 1番18号	0158-23-0119
5	遠軽地区広域組合消防本部	遠軽町 湧別町 佐呂間町	遠軽町1条通 北3丁目1番地	0158-42-2050
6	上川北部消防事務組合消防本部	名寄市 下川町 美深町 中川町 音威子府村	名寄市西4条北3丁目	01654-3-9293
7	士別地方消防事務組合消防本部	士別市 和寒町 剣淵町	士別市東6条4丁目1	0165-23-2619
8	大雪消防組合消防本部	美瑛町 東川町 東神楽町 愛別町 比布町 当麻町	美瑛町本町4丁目 5番20号	0166-92-2029
9	富良野広域連合消防本部	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町	上富良野町大町2丁目 2番46号	0167-45-1119

消防本部		行政区域	住所	電話
		占冠村		
10	北留萌消防組合消防本部	羽幌町 苫前町 遠別町 天塩町 幌延町 初山別村	羽幌町南5条4丁目	0164-62-1246
11	深川地区消防組合消防本部	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町	深川市8条10-20	0164-22-2814
12	旭川市消防本部	旭川市 上川町 鷹栖町	旭川市7条10丁目 (指令課) 旭川市東光27条8丁目	0166-33-9961
13	留萌消防組合消防本部	留萌市 小平町	留萌市高砂町3丁目 6番11号	0164-42-2211
14	増毛町消防本部	増毛町	増毛町弁天町3丁目	0164-53-2175
15	滝川地区広域消防事務組合	芦別市	芦別市北1条東3丁目	0124-22-3106

別表1 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日付け総務省消防庁救急救助課長発出・消防救第21号より)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせるものとする。

1. 事故等の目撃者等から(1)のいずれかの症例等の119番通報を受信した指令課(室)員が、(2)に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

(1) 症例等

① 自動車事故

- イ. 自動車からの放出
- ロ. 同乗者の死亡
- ハ. 自動車の横転
- ニ. 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ. 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ. 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

② オートバイ事故

- イ. 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ. ライダーがオートバイから放り出された事故

③ 転落事故

- イ. 3階以上の高さからの転落
- ロ. 山間部での滑落

④ 窒息事故

- イ. 溺水
- ロ. 生き埋め

⑤ 列車衝突事故

⑥ 航空機墜落事故

⑦ 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

⑧ 重症が疑われる中毒事件

⑨ バイタルサイン

- イ. 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- ロ. 脈拍が弱く、かすかにしか触れない、全く脈がないこと
- ハ. 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ. 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

⑩ 外傷

- イ. 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ. 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ. 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ. 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ. 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ. 意識障害を伴う外傷

⑪ 疾病

- イ. けいれん発作
- ロ. 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ. 新たな四肢麻痺の出現
- ニ. 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

（2）地理的条件

- ① 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
- ② ①には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプターを搬送すると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1に該当しない場合であっても事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員から要請がある場合

第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一の1～3のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊（消防・防災ヘリコプター保有機関）に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

別表2 ドクターヘリ要請基準

1. 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
2. 意識消失（疼痛刺激でも覚醒しない）
3. ショック（血圧低下、脈拍上昇）
4. 心臓、肺の激痛（胸痛）
5. 痙攣
6. 事故で閉じ込められ救出を要するような場合、高所からの墜落
7. はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が2名以上いる場合
例）損傷により体腔が開放になっている。（頭蓋骨、胸腔、腹腔）、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸郭の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
8. 重症出血（創部、消化管、生殖器）
9. 中毒
10. 熱傷
11. 電撃症、落雷
12. 溺水
13. 歩行者が車等により時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3 m以上はねられた場合
14. その他生命に関わると疑う理由があるとき

（注）本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合があっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

資料10-16 網走地区沿岸排出油等災害対策協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染及び海上災害の防災に関する法律（昭和45年法律第163号）第43条の6第1項の協議会として、網走地区沿岸海域において大量の排出油事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

また、有害危険物質の排出、又は、排出のおそれがある場合の情報の連絡体制の確立をはかるものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、網走地区沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(会の名称)

第3条 会の名称を「網走地区沿岸排出油等災害対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。
(協議会の防除活動区域)

第4条 協議会において防除活動を行う区域は、北海道オホーツク総合振興局管内のうち、斜里町から佐呂間町に至る沿岸海域とする。

(協議会の業務)

第5条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油防除計画の策定

イ 情報の連絡

ロ 人員、施設、資機材の動員

ハ 出動船艇相互間及び関係機関との通信連絡

ニ その他必要事項

(2) 排出油防除に必要な施設、資機材等の整備の推進

(3) 排出油の防除活動に実施の推進

(4) 排出油の防除に関する研修及び訓練の実施

(5) その他排出油の防除活動に必要な事項

(6) 有害危険物質の排出、又は排出のおそれがある場合の情報の伝達

(組織)

第6条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、網走海上保安署長をもってあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会員は、網走地区沿岸において排出油防除に係る別紙に掲げる機関若しくは、団体（以下「機関等」という。）の長をもってあてる。

5 協議会に、排出油防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおく。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから会議の同意を得て会長が指名する。

7 協議会に地域の実情により、排出油防除計画を検討する等の部会を設置することができるものとする。

8 部会は、関係する機関等により構成し、会議の同意を得て会長が指名する。

(会議)

第7条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要と認める場合に開催する。

(資料の交換)

第8条 会員は、排出油防除に必要な次の資料を毎年1回(4月1日現在)会長に提出し、会長はそれを取りまとめ、会員に配布するものとする。

(1) 施設及び資機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)

(3) その他必要な事項

第2章 排出油防除活動の実施

(情報提供及び防除活動)

第9条 会長は、排出油事故が発生し、協議会による排出油防除作業を必要とする場合には、直ちに臨時会議を開催し、情報の提供を行うとともに排出油防除活動の基本方針を協議するものとする。

2 会員が防除活動や二次災害の防止等を実施する場合には、前項の協議に基き行うものとする。

(協力・連携)

第10条 協議会は、近隣の「排出油等防除協議会」が担当する沿岸海域における排出油事故発生時において、同協議会からの要請により可能な範囲で相互に連携・協力するものとする。

2 削除

(出動)

第11条 削除

(総合調整本部)

第12条 排出油防除活動を実施する場合は、ただちに総合調整本部を設置し、会長が活動の調整を行うものとする。

第3章 訓練・その他

(排出油防除に関する訓練)

第13条 排出油事故発生時における会員の防除活動を演練するため、年1回以上訓練を行うものとする。

(経費の求償)

第14条 排出油の防除活動に要した経費の求償に関する事務処理は、原則として防災活動を実施した会員が個々に行うものとする。なお、当該事務処理上の調整等は、必要に応じて事務局が行うものとする。

(災害補償)

第15条 排出油の防除活動に出動した者が、活動のために災害（負傷、疾病、障害又は、死亡をいう。）を受けた場合における災害の補償については、法的に定める場合を除き、当該被災した者の所属する機関等が行うものとする。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合及び会則に定めのない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し、決定するものとする。

(事務局及び庶務)

第17条 協議会の事務局は網走海上保安署に置く。

2 事務局は、協議会の業務に関する庶務を行う。

附則

この会則は、平成8年5月17日から施行する。

附則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成19年11月7日から施行する。

附則

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

資料10-17 被災宅地危険度判定実施要綱

令和5年10月31日 改正
被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

(連絡支援体制等)

第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。

- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
- 4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

(都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等)

第4条の2 都道府県は、前条第1項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。

- 2 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。
- 3 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。
- 4 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

(判定結果の表示等)

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

(被災宅地危険度判定士)

第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
- 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法に

よる土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者

- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
- 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

（名簿記載事項の変更）

第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。
- 3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

- 4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。
- 3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

(講習会)

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

(宅地判定士の災害補償)

第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

- 2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

(判定調整員)

第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

- 2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。
- 3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

(被災宅地危険度判定地域連絡協議会)

第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

(都道府県実施要綱等)

第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則

による。

- 2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

(雑則)

第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

- 2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条第3項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。
- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。
- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。
- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の規定による認定を行うことができないものとする。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。

- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。
- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、原則として平成18年3月31日までに前項の体制を整備しなければならない。

附則

この改正による新たな要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成29年7月21日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、令和5年10月31日から施行する。

資料10-18 災害義援金募集委員会及び事業要綱骨子

別記 北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

（2）委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

（3）委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

（2）会議の議長は、会長がこれにあたる。

（3）会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項1号に規定する寄付金に該当するものである。

（注） 医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定

（昭和34年9月1日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長）

資料10-19 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料10-20 応援協定一覧

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
1	昭和62年12月22日	災害時の医療 救護活動に関する協定書	北海道 北海道知事 社団法人北海道医師会 会長	有効期間満了日の1ヶ月前までに何らの意思表示がない場合、有効期間最終日の翌日から起算して更に1年間有効	
2	平成3年4月1日	北海道広域消防相互応援協定			
3	平成6年3月25日	遠軽地区災害 救急医療対策に関する協定書	湧別町長 羽田宏 上湧別町長 松田隆 佐呂間町長 堀次郎 遠軽町長 小林義幸 生田原町長 林照雄 丸瀬布町長 菅野浩 白滝村長 梶田孝一 遠軽医師会長 高野宏一	有効期間満了日の1ヶ月前までに何らの意思表示がない場合、有効期間最終日の翌日から起算して更に1年間有効	
4	平成8年6月25日	北海道消防防 災ヘリコプター応援協定	北海道知事 道内72市町の長		
5	平成8年11月1日	災害時における 応急仮設住宅の建設に関する協定書	北海道 北海道知事 堀達也 社団法人プレハブ建築協会 会長 辻昇平		
6	平成14年2月8日	災害時の医療 救護活動に関する協定書	北海道 北海道知事 社団法人北海道薬剤師	有効期間満了日の1ヶ	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		する協定書	会 会長	月前までに 何らの意思 表示がない 場合、有効 期間最終日 の翌日から 起算して更 に1年間有 効	
7	平成14年3月29日	災害時における 葬祭用品の 供給に関する 協定	北海道 北海道知事 堀達也 北海道葬祭業協同組合 理事長 坂下成行		
8	平成17年11月1日	災害時における 葬祭用品の 供給に関する 協定	北海道 北海道知事 高橋はる み 社団法人全日本冠婚葬 祭互助協会 会長 吉田茂視		
9	平成17年11月22日	災害時における 応急生活物 資供給等に関 する基本協定 書	北海道 北海道知事 高橋はる み 北海道生活協同組合連 合会 会長理事 高柳裕		
10	平成18年10月3日	災害救助用米 穀等引渡協定 書	農林水産省北海道農政 事務所長 北海道知事		
11	平成18年11月1日	災害時及び武 力攻撃災害等 における佐呂 間町建設業協 会と佐呂間町 間の協力に関 する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 堀次郎 佐呂間町建設業協会 会長 坂本俊一		
12	平成18年11月1日	災害時及び武 力攻撃災害等	佐呂間町 佐呂間町長 堀次郎		

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		における遠軽 地方運送事業 協同組合佐呂 間支部と佐呂 間町間の協力 に関する協定 書	遠軽地方運送事業協同 組合佐呂間支部 支部長 関東俊彦		
13	平成18年11月1日	災害時及び武 力攻撃災害等 における佐呂 間町商工会と 佐呂間町間の 協力に関する 協定書	佐呂間町 佐呂間町長 堀次郎 佐呂間町商工会 会長 関東俊彦		
14	平成18年12月22日	災害時におけ る物資の供給 に関する協定 書	北海道 北海道知事 高橋はる み 株式会社セイコーマー ト 代表取締役社長 田中 誠	有効期間満 了までに解 約等の意思 表示がない 場合、1年 間更新	
15	平成18年12月22日	災害時におけ る飲料の供給 等防災に関す る協力協定	北海道 北海道知事 高橋はる み 北海道コカ・コーラボト リング株式会社 代表取締役専務 角野 中原	有効期間満 了までに解 約等の意思 表示がない 場合、1年 間更新	
16	平成19年8月1日	日本水道協会 北海道地方支 部道東地区協 議会災害時相 互応援に関す る協定	日本水道協会北海道地 方支部道東地区協議会 区長 釧路市長 伊東良孝 十勝支庁管内代表都市 帯広市長 砂川敏文 網走支庁管内代表都市 北見市長 神田孝次 遠軽町長 北川健司		

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
			(ほか十勝中部広域水道企業団、根室、網走、紋別各市長、釧路、白糠、厚岸、弟子屈、浜中、標茶、中標津、羅臼、別海、標津、音更、清水、士幌、新得、芽室、広尾、幕別、池田、本別、足寄、大樹、上士幌、美幌、津別、斜里、訓子府各町長)		
17	平成20年2月21日	災害時における物資の供給に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社ローソン 代表取締役社長	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、更に1年間有効	
18	平成20年4月1日	災害時における応急対策業務に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 堀次郎 北見地区電気工事業協同組合 理事長 石沢徳司 遠軽支部 佐呂間町内業者	有効期間満了日の1ヶ月前までに何らの意思表示がない場合、有効期間最終日の翌日から起算して更に1年間有効	
19	平成20年4月10日	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ NPO法人 日本レスキュー協会 代表者 理事 伊藤裕成	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
				有効期間最終日の翌日から起算して更に1年間有効	
20	平成20年7月24日	災害時における物資の供給に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、更に1年間有効	
21	平成20年7月24日	災害時における物資の供給に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、更に1年間有効	
22	平成20年11月27日	災害時における物資の供給に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、更に1年間有効	
23	平成20年12月17日	災害時における帰宅者支援に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社壱番屋 代表取締役社長	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
				間更新	
24	平成20年12月17日	災害時における帰宅者支援に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
25	平成20年12月17日	災害時における帰宅者支援に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
26	平成20年12月17日	災害時における帰宅者支援に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社北海道ファミリーマート 代表取締役	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
27	平成20年12月17日	災害時における帰宅者支援に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社モスフードサービス 代表取締役社長CEO	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
28	平成20年12月17日	災害時における帰宅者支援に関する協定書	北海道 北海道知事 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
29	平成20年12月18日	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道 北海道知事 サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
30	平成21年6月1日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 株式会社共成レンテム 代表取締役社長 黒川和雄	文書により終了の意思表示がない限り効力を継続	
31	平成21年6月26日	災害時における隊友会の協力に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 社団法人隊友会北海道 隊友会連合会 会長 酒巻尚生	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、有効期間最終日の翌日から起算して更に1年間有効	
32	平成21年7月17日	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役専務 角野中原	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
33	平成22年1月20日	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	北海道 北海道知事 高橋はるみ イオン北海道株式会社 代表取締役 植村忠規	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
34	平成22年5月31日	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局長 佐呂間町		
35	平成22年9月28日	災害等の発生時における佐呂間町と北海道エルピーガス	佐呂間町 佐呂間町長 北海道エルピーガス災害対策協議会 災害対策現地本部長	文書をもって協定終了の通知をしない限り有	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		ス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定		効	
36	平成22年11月2日	災害時協力協定書	佐呂間町 佐呂間町長 財団法人北海道電気保安協会 理事長	有効期間満了日の30日前までに文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了日の翌日から更に1年間有効	
37	平成24年4月19日	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 北見地方石油業協同組合 理事長 石崎猛雄 北見地方石油業協同組合留辺蘂支部佐呂間分会 分会長 茂木孝明	有効期間満了までに特段の意思表示がない場合、1年間更新	
38	平成25年2月7日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	大空町ほか14町村 大空町長ほか14町村長 上記代理人 オホーツク町村会 会長 井上久男 社団法人北見歯科医師会 会長 金山洋一	有効期間満了日の1ヶ月前までに何らの意思表示がない場合、有効期間最終日の翌日から起算して更に1年間有効	
39	平成25年7月11日	災害時における応急対策業	北海道オホーツク総合振興局		

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		務に関する細目協定書	局長 中島克彦 網走建設業協会 会長 丸田孝一		
40	平成25年9月27日	災害時等における船舶による輸送等に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 日本内航海運組合総連合会 会長 上野孝	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
41	平成25年11月22日	災害時における物資の供給に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 株式会社北海道ファミリーマート 代表取締役社長 辻道雅彦 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山勇	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
42	平成25年12月10日	災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 一柳鐸	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、更に1年間有効	
43	平成26年1月29日	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 北海道行政書士会 会長 吉村学	有効期間満了の前までに解約又は変更の意思表示がない場合、更に1年間有効	
44	平成26年1月29日	災害時におけ	北海道	有効期間満	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		る航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書	北海道知事 高橋はるみ 株式会社AIRDO 代表取締役社長 齋藤貞夫	了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
45	平成26年3月25日	災害発生時における佐呂間町と佐呂間町内郵便局の協力に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 佐呂間町内郵便局 代表 日本郵便株式会社北海道支社長 佐藤恭市	解約の申し出がない場合、有効期間最終日から起算して更に1年間有効	
46	平成26年11月21日	災害時における物資の供給に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ NPO法人コメリ災害対策センター 理事長 捧雄一郎	文書をもって協定の終了を通知しない限り有効	
47	平成27年3月31日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道 北海道知事 高橋はるみ 北海道市長会 北海道市長会長 田岡克介 北海道町村会 北海道町村会長 寺島光一郎		
48	平成27年10月13日	緊急時における輸送業務に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 一般社団法人北見地区トラック協会 会長 福原裕二	協定解消の申し出がない限り有効	
49	平成28年11月11日	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	佐呂間町 佐呂間町長 川根章夫 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋一樹	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定終了	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
				の意思表示をしない限り期間満了日から更に1年間有効	
50	平成23年5月2日	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 社団法人北海道宅地建物取引業協会 会長 豊田恒子	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定の終了を通知しない場合、更に1年間有効	
51	平成23年10月17日	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 社団法人北海道トラック協会 会長	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
52	平成24年3月27日	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 株式会社トヨタレンタリース札幌 株式会社トヨタレンタリース新札幌 株式会社トヨタレンタリース函館 株式会社トヨタレンタリース旭川 株式会社トヨタレンタリース帯広 株式会社トヨタレンタリース北見 株式会社トヨタレンタリース釧路	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
			代表取締役社長		
53	平成24年3月27日	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	北海道 北海道知事 高橋はるみ 社団法人 全国賃貸住宅経営協会 会長 川口雄一郎	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
54	平成24年3月27日	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 北海道旅客船協会 会長 蔦井孝典	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
55	平成25年1月23日	災害時及び防災活動に関する協力協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 公益財団法人 日本青年会議所北海道地区協議会 会長 渡辺 泰弘	有効期間満了日の1ヶ月前までに文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了日から更に1年間有効	
56	平成25年3月25日	災害時における輸送車両の協力に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 北海道地区レンタカー協会連合会 会長 佐藤 譲	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
57	平成25年3月29日	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書	北海道 北海道知事 高橋はるみ 全日本空輸株式会社 代表取締役社長 伊東 信一	有効期間満了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
58	平成25年3月25日	災害時におけ	北海道	有効期間満	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		る応急対策業務に関する協定書	北海道知事 高橋はるみ 一般社団法人 北海道建設業協会 会長 岩田圭剛	了までに解約等の意思表示がない場合、1年間更新	
59	平成17年10月1日	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	遠軽町 上湧別町 湧別町 佐呂間町 北見歯科医師会遠軽班 班長 伴 和夫	有効期間満了日の1ヶ月前までに意思表示をしない限り期間満了日から更に1年間有効	
60	平成20年5月29日	災害発生時における佐呂間郵便局と佐呂間町の協力に関する協定	佐呂間町 郵便局株式会社 佐呂間郵便局長 杉本和美	書面による解約申出がない限り期間満了日から更に1年間有効	
61	平成29年7月24日	災害時における物資の保管等に関する協定	北海道 北海道知事 苫小牧地区倉庫協会 会長	有効期間満了日の1ヶ月前までに意思表示をしない限り期間満了日から更に1年間有効	
62	平成29年12月20日	災害時における相互協力に関する協定書	北海道 北海道知事 北海道公立大学法人 札幌医療大学 理事長	有効期間満了日の1ヶ月前までに書面による申し出がない限り期間満了日から更に1年間有効	
63	平成28年6月20日	災害時におけ	北海道	有効期間満	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
		る物資の供給に関する協定	北海道知事 高橋はるみ コストコホールセール ジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ	了日の1ヶ月前までに意思表示をしない限り 期間満了日から更に1年間有効	
64	平成26年3月28日	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 北海道財務局長 北海道 北海道知事 北海道市長会 北海道市長会長 北海道町村会 北海道町村会長		
65	令和4年2月7日	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	佐呂間町長 武田温友 北海道電力株式会社 執行役員総務部長 鹿内公明 北海道電力ネットワーク株式会社 執行役員北見支店長 黒坂洋行	有効期間満了日の1ヶ月前までに解除の申し出がない場合、1年間更新	
66	令和4年3月18日	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	佐呂間町長 武田温友 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道東支店長 北垣雅之	有効期間満了日の1ヶ月前までに解除の申し出がない場合、1年間更新	
67	令和4年5月10日	地域活性化包括連携協定	佐呂間町長 佐川急便株式会社 北海道支店 支店長	有効期間満了日の1ヶ月前までに書面により終了の申し出がない場	

NO	協定年月日	協定名	協定者	協定期限	担当・所管
				合、1年間更新	
68	令和6年1月10日	災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書	佐呂間町長 武田温友 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木信博	有効期間満了日の1カ月前までに書面により申出がない場合、1年間更新	
69	令和6年1月10日	佐呂間町と一般社団法人日本ムービングハウス協会との包括連携協定書	佐呂間町長 武田温友 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木信博	有効期間満了日の1カ月前までに書面により申出がない場合、1年間更新	
70	令和6年3月25日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	佐呂間町長 株式会社ゼンリン北海道支社 支社長	有効期間満了日の3カ月前までに書面による意思表示がない場合、1年間更新	

